

＜要領の廃止・制定＞北海道アウトドア資格制度推進委員会の懇談会（推進会議）への移行

資料 2 - 5

【廃止】北海道アウトドア資格制度推進委員会設置要領	【新規】北海道アウトドア資格制度推進会議開催要領（案）	根拠文書等
<p style="text-align: right;">平成 23 年 7 月 8 日 経済部観光振興監決定</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 8 月 1 日一部改正 平成 25 年 4 月 1 日一部改正 平成 26 年 3 月 20 日一部改正</p> <p style="text-align: center;">北海道アウトドア資格制度推進委員会設置要領</p> <p>第 1 趣旨 この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第 4 の 2 の規定に基づき、北海道アウトドア資格制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>第 2 所掌事項 推進委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、道又は委員から提案された議題に関して検討協議し、推進委員会としての意見を取りまとめる。 1 北海道アウトドア資格制度の持続的運営に向けた制度改善等に関すること。 2 北海道アウトドアガイド資格制度の資格認定基準、試験等に関すること。 3 北海道アウトドアガイド資格制度の魅力付け等に関すること。 4 北海道におけるアウトドア活動のリスクマネジメントの向上に関すること。 5 北海道におけるアウトドア活動の振興全般に関すること。 6 その他北海道アウトドア資格制度の運営に関し必要と認める事項。</p> <p>第 3 構成 1 推進委員会は、10 名以内の委員をもって構成する。 2 委員は、観光関係団体、アウトドア事業者、北海道マスターガイド、学識経験者その他アウトドアに関する識見を有する者のうちから経済部観光振興監が委嘱する。 3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>第 4 委員長 1 推進委員会に委員長を置く。 2 委員長は、委員の互選により選出する。 3 委員長は、推進委員会を主宰する。</p>	<p style="text-align: center;">北海道アウトドア資格制度推進会議開催要領（案）</p> <p>第 1 目的 この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第 4 の 2 の規定に基づき、北海道アウトドア資格制度推進会議（以下「検討会議」という。）の開催、運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>第 2 議題 推進会議の議題は、次のとおりとする。 1 北海道アウトドア資格制度の持続的運営に向けた制度改善等について 2 北海道アウトドア資格制度の資格認定基準、試験等について 3 北海道アウトドアガイド資格制度の魅力付け等について 4 北海道におけるアウトドア活動のリスクマネジメントの向上について 5 北海道におけるアウトドア活動の振興全般について 6 その他北海道アウトドア資格制度の運営に関し、必要な事項</p> <p>第 3 構成 1 推進会議は、10 名以内で構成する。 2 構成員は、観光関係団体、アウトドア事業者、北海道マスターガイド、学識経験者その他アウトドアに関する識見を有する者の中から経済部観光振興監が選定する。</p> <p>第 3 運営 1 推進会議は、必要に応じて経済部観光振興監が招集し、主催する。 2 推進会議に座長を置き、経済部観光振興監が指名する。 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。 4 推進会議は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>第 5 その他 1 推進会議の事務は、経済部観光局において行う。 2 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」 ○開催要領等 基準第 8 第 1 項第 3 号 ○名称 基準第 8 第 1 項第 4 号</p> <p>○出席依頼・承諾 基準第 8 第 1 項第 5 号</p> <p>○運営 基準第 8 第 1 項第 10 号</p> <p>○議事進行役としての座長の選出 基準第 8 第 1 項第 6 号</p>

【廃止】北海道アウトドア資格制度推進委員会設置要領	【新規】北海道アウトドア資格制度推進会議開催要領（案）	根拠文書等
<p>第5 会 議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 推進委員会は、委員長が招集する。 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。 <p>第6 主任の委員等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長は、議事を円滑に進めるため、必要に応じ特定の議題を継続的に研究等する主任の委員を指名することができる。 2 前項の規定により指名された主任の委員は、担当する議題の研究等を行うに当たり、委員長の許可を得て、委員以外の者を参加させることができる。 <p>第7 庶 務</p> <p>推進委員会の庶務は、経済部観光局において行う。</p> <p>第8 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、推進委員会の設置、運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年7月8日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年7月12日経済部観光振興監決定）</p> <p>この要領の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日経済部観光振興監決定）</p> <p>この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月20日経済部観光振興監決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領の一部改正は、平成26年3月20日から施行する。 2 本協議会は、平成26年3月20日から起算して、2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 		